## 温数知新

静岡県立中央図書館所蔵の貴重書紹介(30) 平成13年9月1日

明治初年の法律書(その3)

法律家箕作麟祥と『佛蘭西法律書』(322.9/115)

質作麟祥 (貞一郎、弘化 3(1846)~明治 30(1897))は、幕末の蘭学者箕作阮甫 (寛政 11(1799)~文久 3(1863))の娘婿であった地理学者箕作省吾(安政 4(1821)~弘化 3(1846))の長男として、弘化 3(1846)年に生まれました。同年、父省吾が没したため、祖父阮甫から蘭学などを教えられます。後に、中浜(ジョン)万次郎について英学を修めます。文久元 (1861)年蕃書調所教授手伝並出役となり、慶応 3(1867)年、徳川幕府のパリ万博参加による徳川昭武(嘉永 6(1853)~明治 43(1910)、徳川慶喜の弟)の渡欧に随行することになりました。フランスでは専ら翻訳に従事し、その間に法典の研究も手がけました。麟祥は幕府 瓦解により帰朝し新政府に出仕しますが、フランスでの経験を見込んだ新政府は、明治 2(1869)年、神戸洋学校教授を務めていた麟祥を翻訳御用掛として太政官制度局に迎えます。そこで次々とフランス法(ナポレオン法典)を翻訳することになります。

当時、新政府は治政の根幹となる法典、特に明治維新の混乱期を治めるために、治罪の決め手となる刑法を必要としていました。 麟祥は、参議・副島種臣の命で、まず刑法を翻訳し、さらに、後に司法卿となる江藤新平に他の法典の翻訳を命じられました。明治3~7(1870~1874)年にかけて刑法5冊、民法16冊、憲法1冊、民事訴訟法8冊、商法5冊、治罪法(刑事訴訟法)5冊が次々と翻訳され、和装木板全40冊が完成しました。

この 40 分冊を利便性に配慮して洋装活版で上下 2 巻に合本し明治 8(1875)年印書局から刊行したのが、『佛蘭西法律書』です。さらに明治 9 ~ 20 年ごろにかけて東京・大阪の書肆から翻刻・刊行されました。当館所蔵本(322.9/115)は、この一つです。上巻には憲法(1851年制定)、民法 2281条、下巻には民事訴訟法 1042条、商法 648条、治罪法(刑事訴訟法)643条、刑法 484条が収載されています。合本が版を重ね大部数出版された背景として、この本を小学校の教科書とした県があったり、日本の法律が未整備であったため民事事件はこれにより判決が行われる実情がありました。なお、増訂版が明治 19(1886)年に発行されています(K420/6)。

麟祥は訳語にかなり苦心したようで、最初、宣教師フルベッキに語義を聞きましたが、彼は法律の知識がないので要領を得ず、結局、後に旧民法などを起草する法学者ボアソナードらをフランスから招き、その助力によって翻訳が完成しました。この間の事情を評して、「明治の法律はナポレオン法が骨をつくり、ボアソナードが肉をきせたとすると、それに日本的表現の皮を張ったのは箕作麟祥だった」といわれます。

麟祥は、後に元老院議官、司法次官、貴族院議員等を務める一方、東京学士院会員となり、法学博士を授けられ、和仏法律学校(現在の法政大学)校長となっています。これらは、西洋法律書の翻訳と我が国の成文法の起草に尽くしたことが評価された結果です。しかし、彼自身は一冊の著書も論文らしいものも残していません。ここに、西洋文化移植期における洋学者の一つの型が見出されます。

(参考文献)

「日本法律の皮をはった者」木村毅(『時の法

令』152号)(Z32/20)

「仏蘭西法律書と國法汎論」三橋猛雄(『日本 古書通信』450号) (Z02/37)

『明治啓蒙思想集(明治文学全集 3)』 (918.6/106)

『佛蘭西法律書』の扉